

# 「西脇市工場立地法第4条の2第2項の 規定による準則を定める条例」の説明資料

## 1 条例の趣旨

「西脇市工場立地法第4条の2第2項の規定による準則を定める条例」は、工場立地法第4条の2第2項の規定に基づき、一定規模を超える工場を新增設する際に、敷地内に設置しなければならない緑地の面積率などを緩和する条例で、設備更新等に伴う既存工場の増改築、新規の企業立地を促進するとともに、市外への既存工場の移転を防止し、市内産業の振興と雇用の確保・拡大を図り市民所得の向上を図ることを目的とするものです。

## 2 条例制定の背景

工場立地法とは、工場立地が環境保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査の実施、工場立地に関する準則の公表及びこれらに基づく勧告・命令等を行い、これらを通じて国民経済の健全な発展と国民の福祉に寄与することを目的に作られた法律です。

具体的には、敷地面積が 9,000㎡以上又は建築面積が 3,000㎡以上の規模の工場を新增設する場合において、生産施設の面積の割合の上限が業種によって制限されており、緑地は敷地面積の20%以上を確保、緑地を含めた環境施設は敷地面積の25%以上を確保することとなっています。

敷地面積の25%以上に緑地を含めた環境施設を設置しなければいけないことから、整備・維持管理経費の発生、場合によっては新たな敷地を確保する必要があり、工場を新設する企業はもとより、工場を増設する企業にとっても非常に大きな負担となっています。

工場立地法制定当初の昭和30年代～40年代は、工場が原因となって発生する公害が社会的にも大きな問題として捉えられており、その抑制を目的に緑地規制が設けられました。

しかし、現在では、企業イメージの向上や環境に対する意識の高まりから、機械設備や附属施設を含めて環境に配慮した工場が建設されるようになっており、工場立地法の緑地規制が、工場拡張・新規立地などの経済活動の妨げとなっている場合があります。

こうしたことを踏まえ、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による工場立地法の一部改正等により、平成24年4月1日から国が定める緑地面積率の範囲内で、法準則に代えて地域の実情に合わせて、敷地面積に対する緑地面積や環境施設面積の割合等を条例によって定めることができるようになりました。

この度、西脇市では地域準則を定め、緑地面積率及び環境施設面積率の緩和を行い、周辺環境の保全・調和を図りながら、工場敷地の有効活用を可能にすることにより、設備更新等に伴う既存工場の増改築、新規の企業立地促進、市外への移転を防止するために、工場立地法第4条の2第2項の規定により市準則の条例を制定し、土地利用の制限（緑地面積率等）を緩和します。



工場立地法緑地制限緩和に係る

西脇市工場立地法第4条の2第2項の規定

による準則を定める条例の制定について

# 1 はじめに (①工場立地法)

## ➡ 工場立地法とは

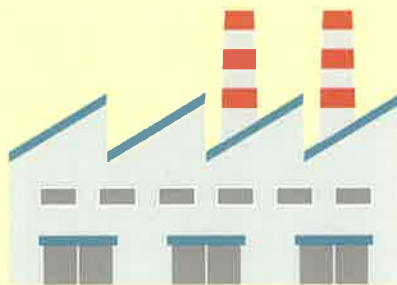
- 工場立地が環境保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査の実施、工場立地に関する準則の公表及びこれらに基づく勧告・命令等を行い、これらを通じて国民経済の健全な発展と国民の福祉に寄与することを目的に作られた法律である。

## ➡ 工場立地法の概要 (国の準則の場合)

敷地

### 生産施設

生産施設の面積の割合の  
上限が、業種によって**30～  
65%**に定められている。

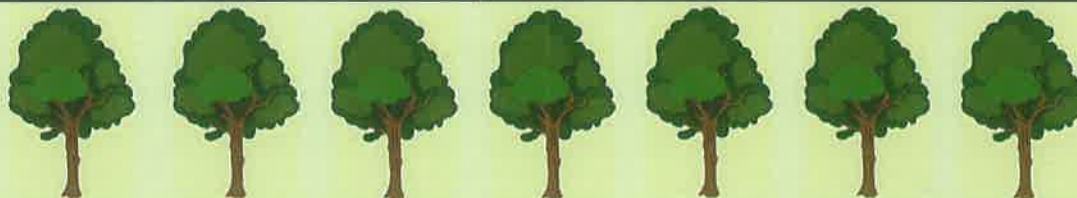


### 環境施設

緑地を含めた環境施設  
(広場・屋内運動施設など)  
敷地面積の**25%以上**

### 緑地

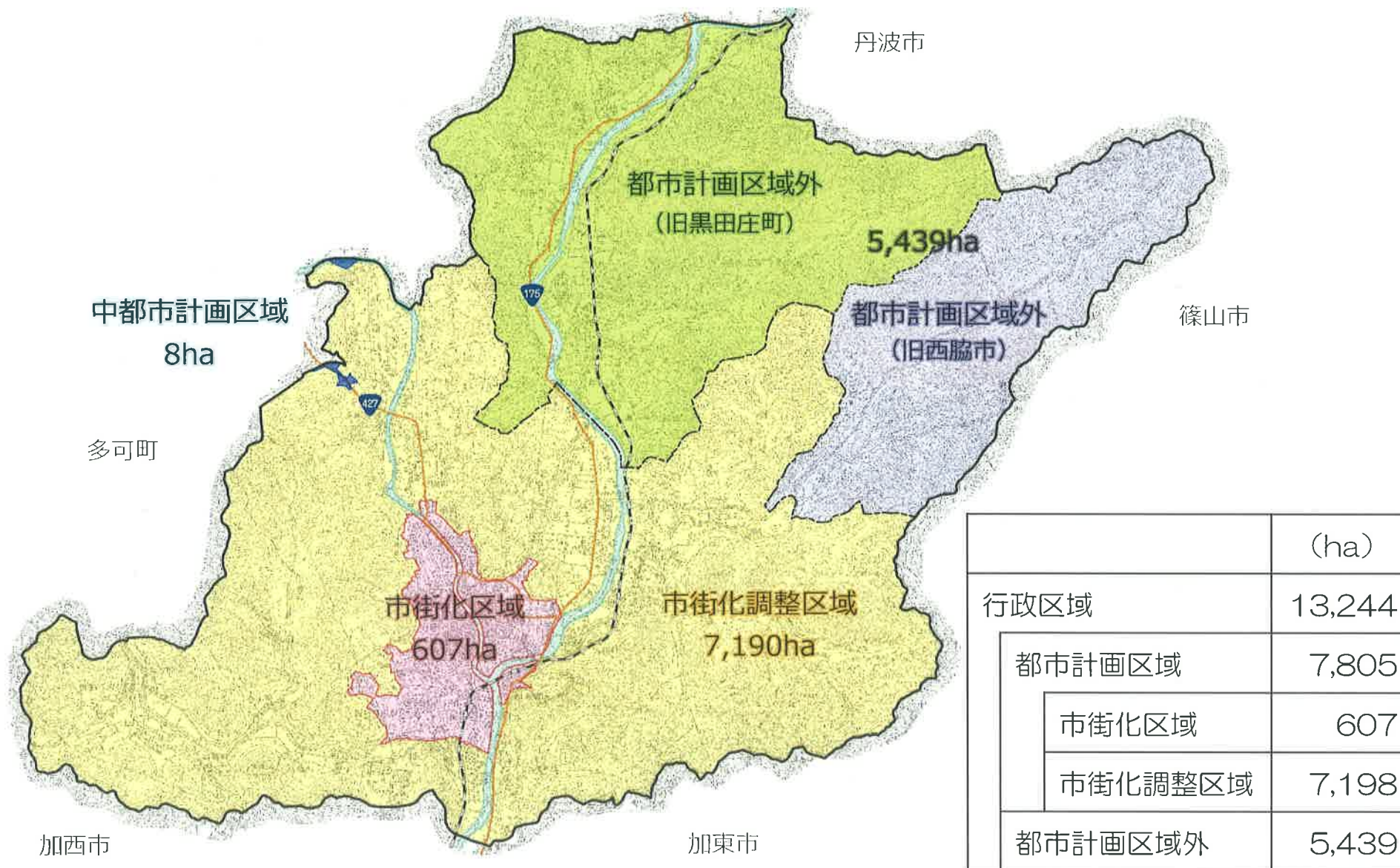
敷地面積の**20%以上**







## 2 はじめに (②西脇市の都市計画区域)



### 3 西脇市が制定する工場立地法準則条例の概要①

#### ➡ 国準則と西脇市が定める準則の比較

		国準則(条例制定前)		西脇市が定める地域準則	
		緑地面積率	環境施設面積率	緑地面積率	環境施設面積率
第1種区域	工業・工業専用地域	20%以上	25%以上	5%以上 (5~20%)	10%以上 (10~25%)
第2種区域	準工業地域			10%以上 (10~25%)	15%以上 (15~30%)
第3種区域	市街化調整区域			5%以上 (5~25%)	10%以上 (10~30%)
第4種区域	都市計画区域外			5%以上 (5~25%)	10%以上 (10~30%)

( ) 内の割合は地域準則で定められる面積率の範囲

## 4 西脇市が制定する工場立地法準則条例の概要②


### ➡ 重複緑地面積率の比較

	国準則(条例制定前)	西脇市が定める地域準則
重複緑地面積率	緑地面積の25%以下	緑地面積の50%以下

※ 重複緑地とは

生産施設の屋上に設置された緑地（屋上緑化）や芝生とブロックを組み合わせた駐車場（グラスパーキング）など、他の施設（生産施設や駐車場）と重複して設置された緑地のこと。

#### 国の準則

 樹木・芝等の緑地 750㎡ 緑地面積全体の25%まで緑地面積に算入可能 $1,000\text{㎡} \times 0.25 = 250\text{㎡}$	重複緑地面積 250㎡
---	----------------

#### 西脇市が定める地域準則

樹木・芝等の緑地 500㎡ 	重複緑地面積 緑地面積全体の50%まで緑地面積に算入可能 $1,000\text{㎡} \times 0.5 = 500\text{㎡}$
---	---